

設工認の分割申請計画について（全体計画と申請書の構成）
に関する基本ロジック（共通 01）

- 再処理等の新規制基準への適合に係る設工認は、分割申請を行うことから、初回申請から最終申請までの機器設計に対して一貫性と事業変更許可との整合性を確保すること、申請対象となる全ての機器の関連が明確になっていることが重要である。その上で、各申請回における申請書ごとに、当該パッケージの内容において技術基準への適合性を説明できる構成とすることが必要である。
- そのため、分割申請全体で事業変更許可のとおりであることの説明が抜けなく行われること、技術基準に適合していること示す設備が全て網羅されていることを確認することに加え、申請書単位で設工認の認可基準を満足する「基本設計方針-仕様表-添付書類（説明書）」の対象を明確にすることが必要である。
- また、申請の順序としては、安全機能を果たすための設備、機器において、その機能発揮の前提となる設備があり、事故時機能喪失の可能性の同時性、依存性のあるものは、その設備が前提となっているものから申請する。また、機能発揮のために依存性のあるものの、独立性があるものは、その設計に応じて申請する。
- 第1回申請については、再処理及びMOXともに、申請書の形式や構成、技術基準への適合方針等を整理するため、申請対象をコンパクトなもの（安全冷却水B冷却塔、燃料加工建屋）とし、申請した。
- この第1回申請は申請対象を屋外設備及び建屋であり、新規制基準への適合性の観点から、地震や竜巻等の外部衝撃による損傷の防止、火災等による損傷の防止等について、事業変更許可との整合や技術基準への適合性に係る説明を行うことが必要であると考えている。
- さらに、MOXでは、燃料加工建屋内に重大事故等対処設備が設置されることから、建屋内に設置される重大事故等対処設備の機能が維持できる前提として、建物が重大事故の発生を想定する条件下において倒壊等しないことを説明する必要があると考える。
- また、重大事故の発生を想定する条件として、事業変更許可において、重大事故の起因事象が地震であるとしたことを踏まえ、基準地震動の1.2倍の地震力に対して燃料加工建屋が倒壊等しないことを評価内容に含める必要があると考える。

○これらの考え方を踏まえ、第1回申請では、燃料加工建屋に係る重大事故等に関する事項として、基準地震動の1.2倍の地震力に対する設計方針とその評価結果についてとりまとめる構成とする。

以 上